フェムトセル基地局を利用したＢＷＡサービスを円滑に提供するための運用ガイドライン（案）

目次

はじめに

第１章　品質基準等の維持等

1　エンドエンド品質
2　セキュリティ
3　BWA 事業者による管理・運用（電波干渉（混信）回避等関連）

第２章　事業者間協議事項

1　回線利用の条件
2　フェムトセル基地局の設置位置確認のための事業者間協議事項
3　BWA 契約とブロードバンド回線契約の契約名義の確認方法

第３章　障害発生時等の責任分担モデル

1　BWA 事業者が全面的な利用者対応を行うことができる仕組みの構築
2　責任分担の明確化
3　事業者間の情報共有や責任の切り分け方法の明確化

第４章　フェムトセル基地局の利用者への事前説明・周知事項

第５章　その他

（注）本ガイドラインにおいて*斜字体*にて掲示されている手法等は参考例であり、システムやネットワーク構成を制限するものではない。また、事業者間協議により定められる実際の対応を制限するものではない。

平成 25 年　月　日策定

はじめに

BWA サービス（電気通信事業報告規則（昭和 63 年郵政省令第 46 号）第 1 条第 2 項第 13 号に規定する BWA アクセスサービスのことをいう。以下同じ。）を提供するための基地局については、BWA サービスエリアを構築するため、積極的に設置が行われているところであるが、基地局の設備が大型である等の理由により設置する場所の制限が大きく、高層ビル・住宅の屋内や地下街の一部においては開設・運用が困難であることから、これらの場所において生じる不感エリアの解消が十分に進まない状況がある。

このため、各 BWA 事業者は、主に構内の不感エリア解消を目的としてフェムトセル基地局を利用する BWA サービス（以下「フェムトセル基地局サービス」という。）の導入を検討しているところであり、その際には同基地局の導入に当たり求められる電気通信事業法上の技術的事項等について、あらかじめ検討を行っておく必要がある。

フェムトセル基地局サービスでは、利用者契約のブロードバンド回線等の活用に当たり、一般の利用者の観点からは、フェムトセル基地局サービスについても通常の基地局方式の BWA サービスと同等の品質が確保されることが求められている。このため、各 BWA 事業者は、通信品質、セキュリティ関連の機能等について、通常の基地局方式の BWA サービスと同程度とするよう設計・運用する必要がある。

また、ブロードバンド回線等の利用者回線を BWA 事業者が活用するフェムトセル基地局の円滑な導入を図るため、電気通信事業法上の技術的事項、BWA 事業者とブロードバンド回線事業者及び ISP[1]（以下「ブロードバンド事業者」という。）との間で予め協議すべき事項、BWA 事業者から利用者[2]に対して予め説明すべき事項、障害発生時の関係者間の責任分担モデル等を明確にすることが必要である。

本ガイドラインは、フェムトセル基地局契約者がブロードバンド事業者と利用者約款ベースで契約したブロードバンド回線を用いて、BWA 事業者がフェムトセル基地局サービスを提供する場合[3]について、品質確保等の技術的事項や事業者間協議に必要な事項等係る基本的な内容を取りまとめたもの[4]である。

BWA サービスは、音声通話サービスを提供しないことから、携帯電話サービスと比較して緊急通報位置情報通知の確保、接続品質、通話品質の確保等の適用が除外されている。そのため、「フェムトセル基地局を利用した携帯電話サービスを円滑に提供するための運用ガイドライン」とは別に、新たに本ガイドラインを定めるものとする。

---

[1] ブロードバンドインターネット接続サービスは、その提供形態によって、①ブロードバンド回線事業者と ISP がそれぞれ利用者と個別に契約する場合、②卸電気通信役務により ISP がブロードバンド回線事業者からブロードバンド回線部分を調達し利用者に提供する場合、③ブロードバンド回線事業者がブロードバンド回線とインターネット接続サービスを一体で提供する場合の 3 種類が存在する。

[2] フェムトセル基地局の「利用者」は、特に限定のない場合、BWA 事業者とフェムトセル基地局経由のサービスの利用に関する契約を締結する契約者（以下、「フェムトセル基地局契約者」という。）のほか、当該基地局を利用する不特定多数の第三者も含む。なお、フェムトセル基地局契約者は、基本的には、電波法の運用の特例制度を利用して無線局の運用を行う者と同一と考えられる。

[3] フェムトセル基地局については、現在、BWA 事業者の事業用電気通信回線設備としての利用が想定されている。

[4] 本ガイドラインをもって、BWA 事業者がブロードバンド回線事業者との接続（又は卸若しくは共用）により調達する方法やブロードバンド事業者から利用者約款ベースで調達する方法など他の調達方法を排除するものではない。

BWA 事業者は、フェムトセル基地局サービスの提供に当たっては、本ガイドラインを踏まえた契約約款の策定、利用者への説明、関係事業者との連携協力体制の構築等に努めるものとする。

本ガイドラインは、サービスの提供状況、技術進歩、政策動向、フェムトセル基地局の活用に関する事業者及び利用者のニーズ等を踏まえて検討を加え、必要に応じ見直すものとする。

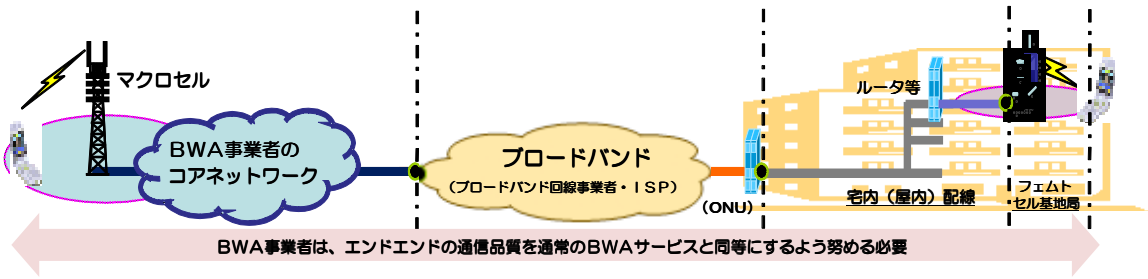

第１章　品質基準等の維持等

（エンドエンド品質とセキュリティの確保）

フェムトセル基地局サービスは、通信品質、事業用電気通信設備規則（昭和 60 年郵政省令第 30 号）で規定されているセキュリティ関連の機能（事業用電気通信回線設備の防護措置（第６条）、通信内容の秘匿措置（第 17 条）、蓄積情報保護（第 18 条））等に関して、通常の基地局方式の BWA サービスの場合と同等とするため以下の対応をとる。

１　エンドエンド品質

BWA 事業者は、通常の基地局方式の BWA 用設備の通信品質を維持するために必要な措置を講じる。特に、自社の事業用電気通信設備以外の電気通信設備の利用については、次の措置が必要。

（１）　BWA 事業者は、ブロードバンド回線の利用について、ブロードバンド事業者側で必要な対応に関する条件等を当該ブロードバンド事業者に提示し、双方の事業者が協議の上、契約等に定めること等により必要な措置を講ずること。

（２）　BWA 事業者は、フェムトセル基地局とブロードバンド事業者設備との間に位置するフェムトセル基地局契約者の設備（宅内配線等）の利用について、当該設備の管理・運用等に関する条件等（許容できる接続・配線構成、障害発生時の対応等）について当該フェムトセル基地局契約者との間で契約上規定すること等により、BWA 用設備の品質等の確保に必要な措置を講ずること。

（３）　BWA 事業者は、フェムトセル基地局を利用した通信によるブロードバンド回線網への影響を、できるだけ軽微とするよう配慮すること。

（４）　BWA 事業者は、複数台のフェムトセル基地局の同一回線への接続について、品質低下等の問題が生じるおそれがある場合には、その旨を利用者に注意喚起すること。（実際に問題が生じた場合には、利用者からの申告等に基づき BWA 事業者が個別に対応することが望ましい。）

（５）　BWA 事業者は、安定したフェムトセル基地局サービスを利用者に提供するために、次の措置例や他の手法を組み合わせる等して、必要な品質を確保すること。

参考 1 BWA 事業者が自ら講ずる措置例

(1)　BWA 事業者は、フェムトセル基地局サービスの提供のために十分な通信帯域をブロードバンド回線上に有していることを、机上検討、実測等の結果、フェムトセル基地局契約者へのブロードバンド回線の利用形態の聴取等を通し確認する。

(2)　BWA 事業者は、フェムトセル基地局と BWA 事業者のコアネットワーク間での品質監視により、通信品質が確保できない場合は、同時アクセス数の制限等を行う。

参考 2 ブロードバンド事業者との関係で講ずべき措置例

(1)　BWA 事業者は、通常の基地局方式の BWA 用設備の通信品質を維持するために必要と考える条件等をブロードバンド事業者へ提示し、双方の事業者が協議の上、契約等に定

めること等により必要な措置が講じられた上でサービス提供を開始する。

(2) 当該協議に際し、BWA 事業者の求めがあれば、ブロードバンド事業者は、BWA 事業者から提示された条件等の応諾の可否、応諾できる場合は提供条件等を提示する。

(3) BWA 事業者は、フェムトセル基地局サービス提供のために十分な通信帯域をブロードバンド回線上に有していることを、予め関係事業者間で協議・合意した方法による机上検討又はブロードバンド事業者と協議し許諾を得た上で実測等により確認し、基準を満たしている場合にはフェムトセル基地局を設置し、当該回線と接続する。

2 セキュリティ

フェムトセル基地局は BWA 事業者の事業用電気通信回線設備であり、BWA 事業者は、次のような措置を講ずる必要がある。

（1） 事業用電気通信設備規則第 17 条（通信内容の秘匿措置）及び第 18 条（蓄積情報保護）に適合すること。また、フェムトセル基地局と BWA 事業者のコアネットワークとの間における秘匿措置を講ずること。

（2） 事業用電気通信設備規則第６条（事業用電気通信回線設備の防護措置）に基づき必要な事業用電気通信回線設備の防護措置を講じること。

（3） フェムトセル基地局設備は、一の筐体に収められており、かつ、容易に開けることができないものとすること。ただし、電源設備・空中線系については、この限りでない。空中線系は、容易に取り外すことができないものとすること。

3 BWA 事業者による管理・運用（電波干渉（混信）回避等関連）

（1） BWA 事業者は、通常の BWA 基地局と同等に、フェムトセル基地局の管理・運用を行うこと。

（2） 上記BWA事業者による管理・運用に必要な情報として、フェムトセル基地局の新規設置時、又は引越等の移転に際して、フェムトセル基地局契約者がその住所、氏名等の必要事項を BWA 事業者へ予め届け出を行い、承諾を得るように、フェムトセル基地局サービスに関する利用契約約款[5]等に明記すること。

（3） フェムトセル基地局利用中に、電波干渉が発生した場合又は電波干渉が発生するおそれのある場合、BWA 事業者は、必要に応じ、フェムトセル基地局の電波発射停止等の措置を行うことをフェムトセル基地局利用契約約款等に明記すること。

（4） 電波法に規定する無線局の運用の特例制度に基づき、フェムトセル基地局契約者がフェムトセル基地局の運用を行う場合[6]には、当該運用を行うフェムトセル契約者にその運用に係る所要の義務、責任が生ずることをフェムトセル基地局利用契約約款等に明記すること。

（5） BWA 事業者は、電気通信主任技術者の監督の下で、フェムトセル基地局の運用（電源のオン・オフ、リセットスイッチの操作、同一住所で同一回線に接続する場合の移設等）が適正に行われていることを確保するため、フェムトセル基地局契約者が行うことのできるフ

[5] 以下「フェムトセル基地局利用契約約款」という。

[6] 電波法第５条第３項各号の欠格事由に該当する場合には、無線局の運用の特例制度が利用できない場合がある。

ェムトセル基地局運用の範囲その他の条件について、フェムトセル基地局利用契約約款等に明記すること。

（６） BWA 事業者は、設置位置の固定や移動を検知する機能等フェムトセル基地局設置位置より離れた位置から電波発射をしないよう措置を講ずること。

第２章　事業者間協議事項

フェムトセル基地局を利用した BWA サービスに関する障害発生時等の対応その他必要な事項について、予め関係事業者間で技術的条件や費用負担等を含めて協議を行い、合意を得た上でサービスを提供することとする。

１ 回線利用の条件

フェムトセル基地局契約者が、ブロードバンド事業者とユーザ約款ベースで契約したブロードバンド回線を BWA 事業者が利用して提供する BWA サービスを受けるに当たり、当該フェムトセル基地局契約者と BWA 事業者間で、または当該フェムトセル基地局契約者とブロードバンド事業者間で、調整すべき事項がある場合は、BWA 事業者はブロードバンド事業者と次のような事項について予め協議を行い、当該フェムトセル基地局契約者と各事業者との間の契約に盛り込むべき内容について定めなければならない。同様に、BWA 事業者とブロードバンド事業者の間で、障害発生時の対応、技術的条件、費用負担等を含め、契約締結等が必要な事項について協議を行い、相対契約等に定めることが必要。

（協議事項例）

- *BWA 事業者とブロードバンド事業者の間で協議する内容は、BWA 事業者が通信品質等を維持するために必要な措置を講じるにあたりブロードバンド回線網の対応として必要となる事項、保守運用に関する事項、位置固定の確認方法として顧客情報の受け渡しを行うために必要となる事項等が考えられる。*

２ フェムトセル基地局の設置位置確認のための事業者間協議事項

フェムトセル基地局の設置位置の特定等を行うために、BWA 事業者とブロードバンド事業者の間で情報の受け渡しが必要とされる場合は、次の対応をとることとする。

（１） BWA 事業者、ブロードバンド事業者双方において、フェムトセル基地局の設置に係る連絡窓口を明確化すること。

（２） BWA 事業者が、フェムトセル基地局サービスを提供するにあたり、フェムトセル基地局契約者の氏名、住所等の個人情報を、フェムトセル基地局契約者の同意を得た上で当該フェムトセル基地局契約者が契約しているブロードバンド事業者に受け渡しを行う必要がある場合は、その旨をフェムトセル基地局利用契約約款等へ明記するものとする。ブロードバンド事業者から BWA 事業者にブロードバンド回線の契約者（以下「ブロードバンド回線契約者」という。）の個人情報の受け渡しを行う場合も同様とする。

（３） フェムトセル基地局の設置位置の特定等を行うために、BWA 事業者とブロードバンド事業者の間で情報の受け渡しが必要とされる場合は、BWA 事業者、ブロードバンド事業者双方において、フェムトセル基地局の設置に係る連絡窓口を明確化すること。また、BWA 事業

者とブロードバンド事業者は、両者間で受け渡す情報や、その受け渡しルール（受け渡された情報の利用目的や管理方法等を含む）について、予め協議の上、相対契約等に定めておくこと。

（受け渡す情報の例）

フェムトセル基地局と接続されるブロードバンド回線の特定及びフェムトセル基地局を用いた広帯域移動無線アクセスシステムによる当該ブロードバンド回線利用の適合性確認等のため、次の場合において、BWA 事業者とブロードバンド事業者との間で情報の受け渡しを行う。

ア フェムトセル基地局設置時（新規利用契約時）

（ア）フェムトセル基地局を設置しようとするブロードバンド回線契約者の氏名及びフェムトセル基地局を設置する場所の住所に係る情報。（BWA 事業者からブロードバンド事業者への受け渡し。）

（イ）（ア）の BWA 事業者から提示された情報が実際の契約内容に合致しているか否かの照合結果に係る必要な情報。（ブロードバンド事業者から BWA 事業者への受け渡し。）

（ウ）フェムトセル基地局契約者の氏名及びフェムトセル基地局利用契約に係る情報のうち、（ア）の情報に加えブロードバンド事業者に通知することが必要なもの。（BWA 事業者からブロードバンド事業者への受け渡し。）

イ フェムトセル基地局サービスの利用契約の変更又は解除時

（ア）変更又は解除が発生した事実。（ブロードバンド事業者から BWA 事業者への受け渡し。）

ウ フェムトセル基地局サービスの利用契約の変更又は解除時

（ア）変更又は解除が発生した事実及び変更時においては変更後のア(ウ)に該当する情報。（BWA 事業者からブロードバンド事業者への受け渡し。）

（４） また、フェムトセル基地局の位置情報を確認するための手法として、次の具体例が考えられる。

（BWA 事業者とブロードバンド事業者との間の情報のやり取りの例）

BWA 事業者がフェムトセル基地局の位置が移動していないことを確認する場合は、関連する事業者の間で、次の情報を必要に応じて相互交換する。

- *フェムトセル基地局を識別する ID*
- *フェムトセル基地局を接続する固定回線の端点を識別する ID(固定点 ID)*

上記固定点 ID の候補は、固定 IP アドレス、０AB～J／０５０番号、ブロードバンド回線事業者が付与する回線識別 ID[7]などの固定点を特定できる番号等に紐付けられた住所そ

[7] 固定 IP アドレス、050 番号、ブロードバンド回線事業者が付与する回線識別 ID は、BWA 事業者とブロードバンド事業者間において固定点を特定する番号として利用することを事前に合意している場合に限る。

のものが考えられる。

（５） ブロードバンド事業者から携帯電話事業者に提供するブロードバンド回線契約者の個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に則り、目的外利用を行わないこととする。

３　BWA 契約とブロードバンド回線契約の契約名義の確認方法

BWA 事業者の求めに応じて、ブロードバンド事業者がブロードバンド回線契約者の本人性確認を行う際には、当該ブロードバンド事業者が他のサービス等で実施している本人性確認方法等に準じ、適切な対応を行うこと。

第３章　障害発生時等の責任分担モデル

１ BWA 事業者が全面的な利用者対応を行うことができる仕組みの構築

（運用の流れ）

（１） BWA 事業者は、フェムトセル基地局サービスに関する一元的な問合せ窓口になるものとする。

（２） BWA 事業者は、障害発生時等において、全面的に利用者対応を行うことができる仕組みを構築するものとする。

（３） BWA 事業者は、上記事項を達成するために、障害発生時における原因・責任の切り分け方法や復旧等の対応の流れ等について、事前に関係事業者（ブロードバンド事業者、メーカ等）との間で協議し、明確化を図る（個別の相対契約等を締結する）ものとする。

（４） BWA 事業者は、迅速な利用者対応を可能とするため、前記の協議に基づき関係事業者との間及びフェムトセル基地局契約者との間で、ネットワークの障害情報を共有する体制を整備するものとする。

２ 責任分担の明確化

（装置障害等発生時の原因別対応の例）

（１） フェムトセル基地局は事業用電気通信回線設備であり、既存の BWA 用設備と同様に、BWA 事業者が利用契約約款等（BWA 通信サービス契約約款及びフェムトセル基地局利用契約約款等）に基づき、責任をもって復旧等の対応をするものとする。

（２） BWA 事業者が販売したフェムトセル基地局についても、事業用電気通信回線設備として、フェムトセル基地局利用契約約款の規定等に基づき、BWA 事業者が責任をもって対応するものとする。

（３） ブロードバンド回線設備の障害が発生した場合は、ブロードバンド回線事業者が、ブロードバンド回線契約者との契約や BWA 事業者又はＩＳＰとの間の契約に従って、復旧等の対応をするものとする。

（４） ＩＳＰ設備の障害が発生した場合は、ＩＳＰが、ＩＳＰ契約者との契約や BWA 事業者、ブロードバンド回線事業者又は他のＩＳＰとの間の契約に従って復旧等の対応をするものとする。

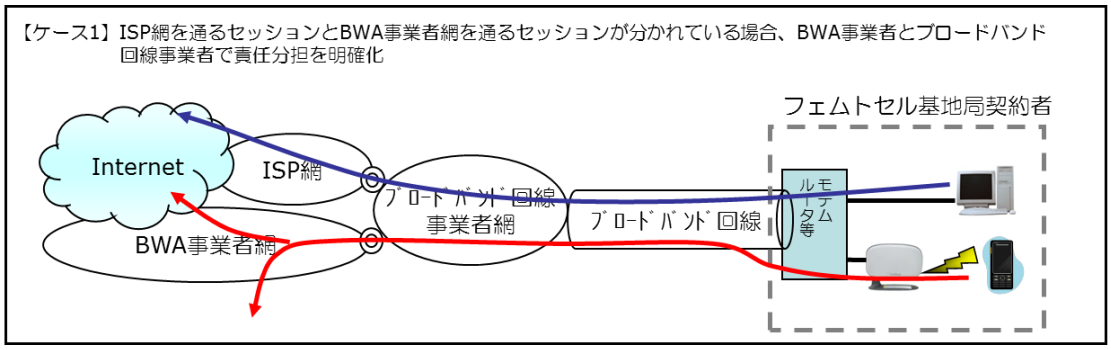

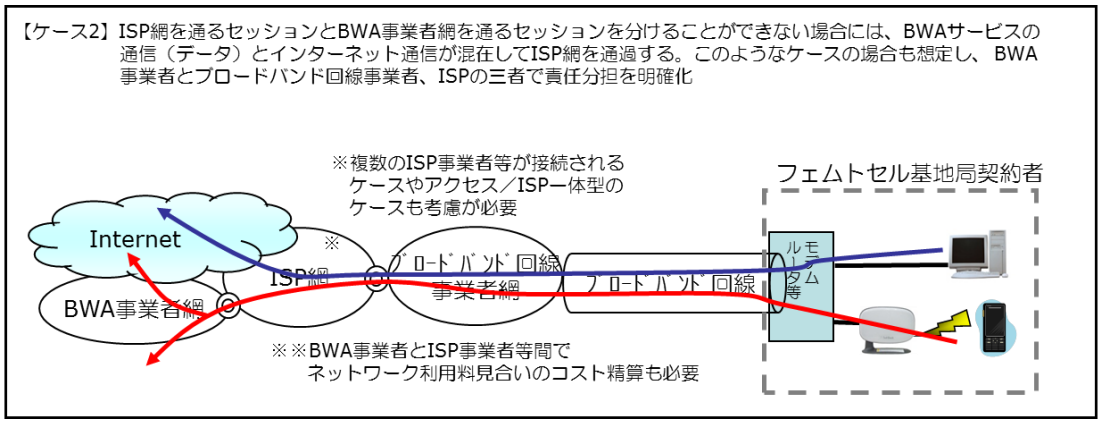

（５） フェムトセル基地局とブロードバンド事業者設備との間に位置するフェムトセル基地局契約者の設備（宅内回線等）に障害が発生した場合には、基本的にはフェムトセル基地局契約者と当該設備の管理・運用等の契約を締結している BWA 事業者が復旧等の対応を行うものとする[8]。ただし、フェムトセル基地局契約者の意向により、当該契約者がメーカ等と協力して自ら復旧等の対応をすることを妨げるものではないが、この場合フェムトセル基地局利用契約約款等にその旨を明確に規定するものとする[9]。

３ 事業者間の情報共有や責任の切り分け方法の明確化

（障害の切り分け方法）

（１） BWA 事業者は、障害発生時の原因や責任の切り分け方法や故障解決までの運用の流れ、また費用負担方法等について、事前に関係事業者との間で協議し明確化を図る（個別の相対契約等を締結する）ものとする。

（２） また、BWA 事業者は、フェムトセル基地局サービスの障害復旧に向け、ブロードバンド回線契約者に協力を要請する必要があることについて、その内容をフェムトセル基地局利用契約約款等に規定するとともに、フェムトセル基地局設置時等に予めその内容をブロードバンド回線契約者に通知し、承諾を得ること。規定、通知する内容としては、次の例が考えられる。

ア 障害発生時に、フェムトセル基地局契約者から BWA 事業者に対し連絡する必要が生じる場合があること。

イ ブロードバンド回線契約者が、故障原因の切り分け作業に協力する必要が生じる場合があること。

ウ 障害発生箇所の特定のため、BWA 事業者が当該ブロードバンド回線を利用する場合があること。

（３） フェムトセル基地局サービスに障害が発生した場合において、BWA 事業者がブロードバン

---

[8] BWA 事業者やフェムトセル基地局契約者等との協議に基づき、フェムトセル基地局の運用を行ういわゆるみなしＭＶＮＯ（「ＭＶＮＯに係る電気通信事業法及び電波法の適用関係に関するガイドライン」に規定するものをいう。）が復旧等の対応等を行うことを妨げるものではない。

[9] なお、フェムトセル基地局とブロードバンド事業者設備との間に位置する電気通信設備について、マンション等の建物内で BWA 事業者が当該設備の所有者と IRU 等に基づく契約により設置する場合はこの限りでない。

ド回線網に係る区間以外の区間の正常性を確認したときは、BWA 事業者は、ブロードバンド回線契約者に代わって、事業者間で締結した相対契約等に基づく連携体制を通じ、ブロードバンド事業者に対する障害申告を行うものとする。当該障害申告があった場合、ブロードバンド事業者は、契約約款等（ブロードバンドサービス利用契約約款及び事業者間の相対契約等）に基づき、復旧等の対応をするものとする。当該障害申告に基づき調査等を行った結果、ブロードバンド回線設備に障害が発生していることが判明した場合は、上記の連携体制を通じ、ブロードバンド事業者から BWA 事業者に連絡を行うこととし、その連絡を受けた BWA 事業者が、フェムトセル基地局に対する影響についてフェムトセル基地局契約者への周知連絡等の適切な対応をとるものとする。

（４） 上記の対応を行うにあたり、ブロードバンド事業者はブロードバンド回線契約者の同意（BWA 事業者が当該契約者の同意を取得したときは、ブロードバンド事業者がそれを確認できるようにする）を得るものとする。

（対応の流れの例）

障害発生から回復までの対応例を次に示す。

ア BWA 事業者が利用者からの障害申告を受付。

イ フェムトセル基地局契約者は、宅内のネットワークの接続構成確認、フェムトセル基地局の状態確認（例. LED:発光ダイオード)。

ウ BWA 事業者は、フェムトセル基地局の到達性確認、フェムトセル基地局の再開処理、交換を実施、等。

エ BWA 事業者は、ブロードバンド回線の障害と判断した場合には、ブロードバンド事業者へ確認を依頼。

オ BWA 事業者は、ブロードバンド事業者からの確認・復旧処理完了の連絡を受領後、フェムトセル基地局サービスの動作を確認。

カ BWA 事業者は、フェムトセル基地局サービスの復旧を確認後、利用者へ復旧を連絡。

第４章　フェムトセル基地局の利用者への事前説明・周知事項

（利用者契約約款や端末の取扱説明書等における事前説明・周知事項）

１　フェムトセル基地局契約者に対する事前説明・周知事項

（１）　BWA 事業者は、フェムトセル基地局サービスを提供するにあたり、サービス内容や運用形態、対応するブロードバンド回線及び機器の取扱いに係る注意事項等について、フェムトセル基地局契約者に対して事前に説明をするものとする。

（２）　上記フェムトセル基地局契約者の中には、BWA サービスのみ契約し、ブロードバンド回線を契約していない契約者も想定されることから、BWA 事業者は、当該契約者に対し、ブロードバンド回線契約やフェムトセル基地局サービスの提供に係る機器等の接続構成・設定等について、サービスの提供を支障なく受けられるよう適切な説明を行うものとする。

（３）　BWA 事業者は、フェムトセル基地局の動作・運用条件について、予め書面[10]により説明し、フェムトセル基地局契約者の承諾を得るものとする。

（４）　ブロードバンド事業者と BWA 事業者の間で必要な情報の受け渡しを行う場合には、BWA 事業者は、予め書面[10]により、ブロードバンド回線契約者及びフェムトセル基地局契約者の同意を得るものとする。

（５）　BWA 事業者は、次の事項について、フェムトセル基地局契約者に対し適切な説明を行うものとする。

ア　契約申込から実際の運用開始となるまでに必要となる手続及び運用終了手続に関する内容

イ　問合せ窓口（第三章の内容に基づく、BWA 事業者が全面的な利用者対応を行うことができる窓口）

ウ　フェムトセル基地局サービス提供にあたっての前提条件

（ア）フェムトセル基地局に係る契約申込に当たっては、フェムトセル基地局の設置が許容されているブロードバンド回線を用意できる必要があること。

（イ）フェムトセル基地局契約申込者と、利用するブロードバンド回線の契約者が異なる場合、フェムトセル基地局契約申込者は、当該ブロードバンド回線契約者の承諾を得る必要があること。

（ウ）フェムトセル基地局とブロードバンド事業者の設備の間の設備（宅内回線等）について、必要とされる品質等を確保するため BWA 事業者とフェムトセル基地局契約者との間で障害発生時等の対応について契約約款等で規定する必要があること。

エ　フェムトセル基地局サービスの提供条件

（ア）フェムトセル基地局経由では、利用可能なサービスが制限される場合があること。（具体的サービス内容を提示。）

（イ）ブロードバンド事業者の意向やブロードバンドサービスの提供環境、ブロードバンド事業者が BWA 事業者に提示する条件等によっては、申込が承諾されない場合があるこ

---

[10] フェムトセル基地局契約者が書面の交付に代えて説明することに了解した場合、電気通信事業法施行規則第 22 条の２の２第２項ただし書の方法を含む。

と。

（ウ）既存 BWA サービスエリアとの関係で、フェムトセル基地局を設置できない場合があること。

（エ）電波干渉（混信）を回避するため、設置する場所によっては、エリア形成が困難となる場合があること。

（オ）周辺の電波環境の変化により、当初利用できたエリアにおいてサービスが制限を受け、利用できなくなる場合があること。

（カ）周辺基地局との間のハンドオーバー機能が制限される場合があること。

（キ）フェムトセル基地局の利用に関する宅内の機器構成について、BWA 事業者が定める管理・運用等に関する条件を満たす接続形態を維持する必要があること。

（ク）ブロードバンド回線の状態によっては、フェムトセル基地局サービスの速度が一時的に落ちたり、回線が切断されたりする場合があるほか、BWA サービスの品質を維持するため、BWA 事業者がフェムトセル基地局への同時アクセス数を利用制限する場合があること。

（ケ）その他、通信の秘密の確保、通信品質及び当該サービスの仕組みなど必要な事項。

オ　フェムトセル基地局等の設置位置

（ア）フェムトセル基地局及び関連機器の取り外し、住所変更を伴う移転等を行う場合は、BWA 事業者によるフェムトセル基地局サービスの秩序ある提供を確保する観点から、事前に BWA 事業者へ届出を行い、承諾を得ることが必要になること[11]。

（イ）フェムトセル基地局を BWA 事業者に無断で別の回線に接続した場合は、サービス提供を受けられないこと。

（ウ）BWA 事業者が承諾をしていないブロードバンド回線へ接続した場合、サービス提供を受けられないこと。

カ　保守・運用

（ア）障害発生時の原因の切り分けや特定のために、BWA 事業者からフェムトセル基地局契約者に対して協力を要請する場合があること。

（イ）フェムトセル基地局とブロードバンド事業者設備との間に位置するフェムトセル基地局契約者等の設備（宅内配線等）に障害が発生した場合、フェムトセル基地局利用契約約款等に基づき、当該契約者等が自ら復旧等の対応を行う場合がありうること。

（ウ）BWA 事業者の取扱中に係る通信の秘密を侵してはいけないこと。

（エ）広帯域移動無線アクセスシステムの更改時や周波数割当計画に基づく周波数再編時等において、BWA 事業者からフェムトセル基地局契約者に協力を要請する場合があること。

キ　個人情報（個人情報の受け渡しが必要な場合のみ該当）の取扱い

（ア）設置する場所の住所情報等の確認のため、ブロードバンド事業者及び BWA 事業者の間で、必要な個人情報を受け渡す場合があること。

---

11 なお、電波法の運用の特例制度において、他の無線局の運用を阻害しない範囲内で、BWA 事業者の必要かつ適切な監督の下、フェムトセル基地局の運用者が一の構内又は一の建物内において基地局の位置を自由に変更することは可能。

ク　利用者制限・第三者利用の扱い

（ア）フェムトセル基地局の第三者利用（フェムトセル基地局契約者以外の者によるフェムトセル基地局の利用をいう。以下同じ。）については、フェムトセル基地局の利用者の範囲を制限する場合があること。

（イ）ブロードバンド回線をフェムトセル基地局経由でブロードバンド回線契約者以外の第三者に利用させる場合には、事業者間での合意及びブロードバンド回線契約者の合意が前提となること。

ケ　複数台のフェムトセル基地局の同一回線への設置に関する注意喚起

（問題が生じる可能性がある場合のみ該当）

複数台のフェムトセル基地局を同一回線に設置する場合、品質低下等の問題が生じるおそれがあること。（実際に BWA サービスの品質低下等の問題が生じた場合には、利用者からの申告等に基づき BWA 事業者が個別に対応することが望ましいが、ブロードバンド回線側の品質低下等の問題も生じた場合には、関係事業者が連携して対応に当たる必要がある。）

（６）　電波法に規定する無線局の運用の特例制度に基づき、フェムトセル基地局契約者がフェムトセル基地局の運用を行う場合には、BWA 事業者は、あらかじめ、フェムトセル基地局契約者に対し、フェムトセル基地局の免許状記載事項、適正な運用方法、遵守すべき法令等の内容等を説明するものとする。

２　フェムトセル基地局契約者以外の利用者一般に対する事前説明・周知事項

（１）　BWA 事業者は、その利用者に対して、フェムトセル基地局サービスの概要、同サービスの利用条件、問合せ窓口等につき、適切な周知を行うよう努めるものとする。

（２）　フェムトセル基地局が設置された場所においてBWAサービスの提供を受ける場合については、例えば、次のような事項の周知を行うことが考えられる。

ア　フェムトセル基地局経由では、利用可能なサービスが制限される場合があること。（具体的サービス内容を提示。）

イ　周辺の電波環境の変化により、当初利用できたエリアにおいてサービスが制限を受け、利用できなくなる場合があること。

ウ　周辺基地局との間のハンドオーバー機能が制限される場合があること。

エ　ブロードバンド回線の状態によっては、フェムトセル基地局サービスの速度が一時的に落ちたり、回線が切断されたりする場合があるほか、BWA サービスの品質を維持するため、BWA 事業者がフェムトセル基地局への同時アクセス数を利用制限する場合があること。

第５章　その他

（第三者利用の制限／非制限の取扱いと、BWA 契約とブロードバンド回線契約の契約名義の一致等）

（第三者利用の制限／非制限の取扱い）

１　不特定多数の者がフェムトセル基地局を利用するような形態は、当該基地局を接続するブロードバンド回線について、ブロードバンド事業者の利用契約約款において、ブロードバンド契約者以外の第三者に当該回線を利用させることが禁じられていないこと等、利用契約約款に適合したものであることが必要である。

２　当該回線において、ブロードバンド事業者の利用契約約款等により第三者利用が禁止されている場合については、例えば、次の対応により禁止を解除する等により、提供形態が利用契約約款に適合していることが必要となる。

（１）事業者間協議におけるブロードバンド回線等の利用契約約款の改定に関する合意に基づき、ブロードバンド事業者が利用契約約款を改定する。

ブロードバンド回線を利用したフェムトセル基地局サービスの提供を可能とする今般の措置の趣旨を踏まえ、ブロードバンド事業者は、利用契約約款における第三者利用の制限の解除を検討し、対応する。

（２）フェムトセル基地局契約者が、ブロードバンド事業者に第三者利用の禁止の解除を個別に申請した場合は、ブロードバンド事業者は、約款外の契約を行うこと等を含めて検討し、対応する。

３　BWA 事業者は、フェムトセル基地局契約者がフェムトセル基地局を第三者に利用されたくない場合には、その意思を尊重し、第三者利用を制限する。

４　BWA 事業者はフェムトセル基地局サービスを提供する際、第三者による利用時を含めて誤課金が発生しないように措置を講ずる。

（差別的取扱い）

利用者の利便性向上の観点から、BWA 事業者はフェムトセル基地局契約者がブロードバンド回線を自由に選択できる環境を確保することが求められる。このため、BWA 事業者は特定のブロードバンド事業者やその利用者に対し、差別的な取扱い等を行わないことを基本として対応することが必要となる。また、ブロードバンド事業者も特定の BWA 事業者やその利用者に対し、差別的な取扱い等を行わないことを基本として対応することが必要となる。